

令和8年5月18日  
財 務 省

外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の  
一部を改正する命令案について

財務省では、外国為替の取引等の報告に関する省令に基づく別紙様式第三による報告をオンラインで提出する際に利用する「日本銀行様式3スマート報告システム」(以下及び別紙において「様式3スマート報告」といいます。)が、令和9年1月からサービス提供開始予定であることに伴い、様式3スマート報告の利用に関する手続等を定めるため「外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」について、今般所要の規定の整備を行うこととしました。

様式3スマート報告の概要については別紙1、改正案については別紙2のとおりであり、これについて御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上(御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。)、令和8年6月16日(火)(必着)までに、以下のいずれかの方法によりご提出ください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

- 電子政府の総合窓口「e-Gov」の場合  
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)  
の意見提出フォームから御提出ください。
- 電子メールによる場合  
メールアドレス： gaitame.shourei@mof.go.jp
- 郵送による場合  
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1  
財務省国際局調査課外国為替室法規係

皆様からいただいた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。